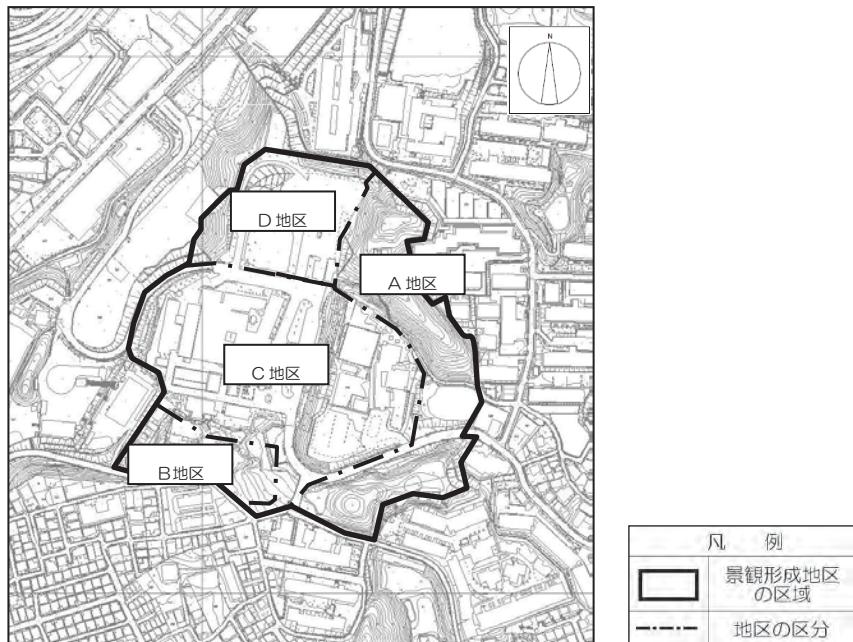


(13) 千里丘北地区

ア.位 置・・・吹田市千里丘北及び千里丘中地内 図1のとおり
イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 12.2ha
エ.経 過・・・1.平成25年3月1日指定、告示し、同日施行。
2.平成30年11月29日一部変更、告示し、同日施行。
3.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
オ.基本目標・・・丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。
カ.基本方針・・・1. 緑をまもり、つくり、はぐくむ。
2. なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。
キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア) A 地区

a. 工作物

- (1) 周辺環境と調和した意匠・形態とする。
 (2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色彩、注意喚起のための色彩及び歴史的・文化的な工作物の色彩は、この限りでない。

色 相	明 度	彩 度
無彩色		—
YR (黄赤)	8. 5以下	3. 0以下

- (3) かき又はさくの色は、黒又は茶系を基本とする。
 (4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。

(イ)B 地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好的な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (4) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。												
3.形態意匠及び 素材	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。 <table border="1" data-bbox="493 1102 1351 1298"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8. 5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>3. 0未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 0以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> (4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (5) 質感、素材感のある素材とする。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	3. 0未満		その他の色相	7. 0以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8. 5以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	3. 0未満												
その他の色相	7. 0以下	2. 0以下											
4.敷際	(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。 (4) フェンス等を設ける場合は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩とする。												
5.駐車場・駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。												
6.ごみ置場・付帯 施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 (3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。												

7.植栽	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。
------	---

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や壁面緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c.開発行為

1.緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) 周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

(ウ)C 地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 良好的な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。 (7) 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。 (9) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。
------------	---

2.屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連續性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。											
3.形態意匠及び素材	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。 <table border="1" data-bbox="500 729 1341 932"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8. 5以下</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>3. 0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 0以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> (5) 大壁面は単調な色づかいを避け、縁や空などと調和するよう工夫する。 (6) 質感、素材感のある素材とする。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	一	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	3. 0未満	その他の色相	7. 0以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度										
無彩色	8. 5以下	一										
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)		3. 0未満										
その他の色相	7. 0以下	2. 0以下										
4.敷際	(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (3) 緑の連続性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。 (4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 (5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。											
5.駐車場・駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。											
6.ごみ置場・付帯施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 (3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。											

7.植栽	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
------	---

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c.開発行為

1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

d.屋外広告物

(1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りでない。

(工)D 地区

a. 建築物

1.全体計画・配置等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は、開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。 (6) 敷地内の歩行者通路には、できる限り植栽を連続的に配置し、安らぎと潤いのある空間を演出する。 (7) 広場やプレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (8) 照明灯等のデザインや配置等は、夜間景観に配慮し、適度な明るさとやすらぎや安心感を高めるよう工夫する。 (9) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。 											
2.屋根の形態意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。 											
3.形態意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 建物のスカイラインを工夫するとともに、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、住宅、店舗・事務所等の建築用途にかかわらず、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。 <table border="1" data-bbox="493 1702 1351 1904"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8. 5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>3. 0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7. 0以下</td> <td>2. 0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (5) 大壁面は単調な色づかいを避け、縁や空などと調和するよう工夫する。 (6) 質感、素材感のある素材とする。 	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8. 5以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	3. 0以下	その他の色相	7. 0以下	2. 0以下
色 相	明 度	彩 度										
無彩色	8. 5以下	—										
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)		3. 0以下										
その他の色相	7. 0以下	2. 0以下										

4.敷際	(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (3) 緑の連續性、量感を考慮し、地域の風土や個性を豊かにするものとする。 (4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、できる限り道路から控えた位置とし、落ち着いた色彩とする。 (5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
5.駐車場・駐輪場	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
6.ごみ置場・付帯施設等	(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできるだけ後退し、景観に配慮する。 (3) 設備類は、見えにくい位置に配置するなどの配慮をする。
7.植栽	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (4) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。

b.工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化などにより、できる限り単調さや圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c.開発行為

1.緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	(1) なだらかな丘陵の地形を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 既存の斜面緑地を活かし、高低差は、法面仕上げなどにより、できる限り圧迫感を感じさせないよう工夫する。

d.屋外広告物

- (1) 自家用のみとする。
- (2) 壁面広告物を基本とする。
- (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。
- (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りでない。